

答 申 情 第 2 0 1 号
令 和 7 年 8 月 2 2 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審議会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和6年9月18日付け保健健第244号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

受動喫煙防止強化、たばこ対策支援者研修会等に係る文書の公文書一部公開決定事案（諮問情第306号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定は、文書の一部が不存在であることについて、改めて理由を提示すべきである。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年3月29日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、以下の決定書に係る公文書の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。

平成30年12月27日 平成31年1月16日 平成30年度受動喫煙防止強化のための研修会

平成30年11月14日 平成30年11月15日 受動喫煙防止対策に係る飲食店の実態調査業務委託の受託候補者の選定について

令和2年12月11日 令和2年12月18日 令和2年度たばこ対策支援者研修会について

なお、その他の請求内容については、本件審査請求において争点とされていないため記載を省略する。（以下、同じ。）

- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書として「平成30年度受動喫煙防止強化のための研修会（平成31年1月16日決定）」（以下「本件公文書1」という。）、「令和2年度たばこ対策支援者研修会について（令和2年12月18日決定）」（以下「本件公文書2」という。）及び「受動喫煙防止対策に係る飲食店の実態調査業務委託の受託候補者の選定について（平成30年11月15日決定）」（以下「本件公文書3」という。）の3件の決定書を特定したうえ、公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和6年5月17日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

ア 本件公文書1について

条例第7条第3号に該当

研修等で使用された資料については、当該個人が独自に有する専門的な知識などが記載されており、本来は知見の集積、創意工夫などの努力によって獲得すべきである情報を労せずして公にしまうこととなる。その結果、これを模倣される可能性は否定できず、当該法人等の権利や地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第7条第3号に該当）。

イ 本件公文書 3 について

条例第 7 条第 3 号及び第 4 号に該当

選定業者以外の参加企業名等を公開することは、選定業者との対比において評価が低かったことを明示することとなり、当該法人の社会的な信用力に影響を与えること競争上の地位が損なわれるおそれがあることから、公開することにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益が損なわれるおそれがあるため（条例第 7 条第 3 号に該当）。

法人の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため（条例第 7 条第 3 号及び第 4 号に該当）。

ウ 本件公文書 2 について

条例第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当

法人等担当者のメールアドレスは、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公にすることにより、当該団体等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。（条例第 7 条第 1 号及び第 3 号に該当）

研修等で使用された資料については、当該個人が独自に有する専門的な知識などが記載されており、本来は知見の集積、創意工夫などの努力によって獲得すべきである情報を労せずして公にしてしまうこととなる。その結果、これを模倣される可能性は否定できず、当該法人等の権利や地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため（条例第 7 条第 3 号に該当）。

- (3) 審査請求人は、令和 6 年 8 月 19 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、非公開とした箇所のうち、本件公文書 1 及び本件公文書 2 に係る研修等で使用された資料の公開を、並びに本件公文書 3 における公文書の不存在について、公文書の一部を公開しない理由に誤廃棄した旨の記載を求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 本件処分の理由について

本件請求の争点は、本件公文書 1 及び 2 の非公開部分及び本件公文書 3 のうち一部の誤廃棄による文書不存在に該当する部分のみであるため、それ以外の争点とされていない部分は省略する。

(2) 本件公文書 1 及び本件公文書 2 について

本件公文書 1 は、平成 30 年度受動喫煙防止強化のための研修会の実施後における供覧書であり、その内容は、研修会の概要、当日シナリオ、出席表、当日資料及びアンケート結果となっている。また、本件公文書 2 は、令和 2 年度たばこ対策支援者研修会の実施後における供覧書であり、その内容は、研修会の次第、出席表、当日資料、質問・感想及びアンケート結果となっている。

このうち、審査請求人が本件審査請求で公開を求めている部分は、当日資料のうち外部講師による研修で使用された資料である。

審査請求人は、外部講師による研修で使用された資料について、仮に研修等で使用された資料に、当該個人が独自に有する専門的な知識が記載されていたとしても、直ちに資料の全てを非公開とする理由にはならないし、●●学会の利益を害するおそれもないと主張する。

外部講師による研修で使用された資料については、当該個人が独自に有する専門的な知識や工夫などが記載されており、また、これらの研修資料のレイアウト等は聴衆に伝わりやすくする創意工夫のもと構成されたものであり、本来は知見の集積、創意工夫などの努力によって獲得すべきである情報を労せずして公にしまうこととなる。その結果、これを模倣される可能性は否定できず、当該法人等の権利や地位、その他正当な利益を害するおそれがあるため非公開にした。

また、外部講師に研修資料の公開可否について確認したところ、当該資料は公開を前提としたものではなく、本研修に限って本市に提供されたものであるとのことであった。

(3) 本件公文書 3 について

本件公文書 3 は、受動喫煙防止対策に係る飲食店の実態調査業務委託の受託候補者の選定の決定、受託候補書者への選定結果の通知、選定結果の公開に係る決裁書である。

なお、本件公文書 3 は電子文書と紙文書を併用して決裁を行っており、そのうち、紙文書である「回議票」及び「03 (別添 2) 企画書 (4 社)」を誤廃棄していることが、文書を特定する際に判明した。そのため、審査請求人に対し公文書を公開するに当たって、誤廃棄のため、文書が存在しない旨を口頭で伝え、公開が可能な文書のみを公

開したものである。

審査請求人は、誤廃棄したとする文書についても特定の対象とされているのであるから、公開しない理由に誤廃棄の旨を記載するか、あるいは不存在による非公開決定を出すべきであると主張する。

ア 公開しない理由に誤廃棄の旨を記載することについて

「公文書の公開をしない理由」欄に記載する事項は、京都市情報公開事務取扱要綱（以下「要綱」という。）第3 公文書公開事務 3のエにおいて次のとおり規定されている。

(ア) 公文書に記録されている非公開情報について、該当する条例第7条の号のすべて及び号ごとに具体的な理由を記載する。

(イ) 当該欄に記載しきれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に具体的な理由を記載する。

要綱には誤廃棄した旨を記載するといった規定はされておらず、処分庁が公文書一部公開決定通知書に記載した「公文書の公開をしない理由」で足りると判断する。

イ 不存在による非公開決定を出すべきということについて

不存在による非公開決定処分に限らず、いずれの決定処分についても、公文書単位で決定処分を行うものである。処分庁としては、本件公文書3を1つの公文書として特定した。1つの公文書の中に誤廃棄した文書があったとしても、不存在による非公開決定処分をするのではなく、公文書一部公開決定するものと判断するため、不存在による非公開決定処分は行わない。

ただし、先述したとおり誤廃棄した旨の理由の記載はしなかったが、本件公文書3のうち2つの紙文書を誤廃棄した件については、審査請求人に説明すべきと判断したことから、処分庁としては、当該事実を審査請求人に口頭で伝えた次第である。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 研修等で使用された資料の公開を求める。公文書の一部を公開しない理由に誤廃棄した旨の記載を求める。
- (2) 仮に研修等で使用された資料に、当該個人が独自に有する専門的な知識が記載されていたとしても、直ちに資料の全てを非公開とする理由にはならないし、●●学会の

利益を害するおそれもない。

誤廃棄したとする文書についても特定の対象とされているのであるから、公開しない理由に誤廃棄の旨を記載するか、あるいは不存在による非公開決定を出すべきである。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書 1 は、平成 30 年度受動喫煙防止強化研修会の供覧書であり、研修概要、シナリオ、出席表、当日資料及びアンケート結果が含まれている。

本件公文書 2 は、令和 2 年度たばこ対策支援者研修会の実施後における供覧書であり、研修次第、出席表、当日資料、質問・感想、アンケート結果が含まれている。

本件公文書 3 は、受動喫煙防止対策に係る飲食店の実態調査業務委託の受託候補者の選定の決定、受託候補者への選定結果の通知、選定結果の公開に係る決裁書である。

(2) 審査請求の争点について

本件審査請求における争点は、本件公文書 1 及び 2 に添付された研修資料の条例第 7 条第 3 号該当性、並びに本件公文書 3 に係る決定通知書の理由の記載不備である。当審議会は、これらの争点について以下のとおり検討する。

(3) 条例第 7 条第 3 号該当性について

ア 処分庁は、外部講師による研修で使用された資料については、当該個人が独自に有する専門的な知識や工夫などが記載されており、また、これらの研修資料のレイアウト等は聴衆に伝わりやすくする創意工夫のもと構成されたものであり、本来は知見の集積、創意工夫などの努力によって獲得すべきである情報を労せずして公にしまうこととなるとし、その結果、これを模倣される可能性は否定できず、当該法人等の権利や地位、その他正当な利益を害するおそれがあるためと主張している。

また、当該資料を作成した講師が、当該研修に限定して使用することを前提として提供したことが確認されていると主張する。

イ 一方、審査請求人は、仮に研修等で使用された資料に、当該個人が独自に有する専門的な知識が記載されていたとしても、直ちに資料の全てを非公開とする理由にはならないし、●●学会の利益を害するおそれもないと主張する。

ウ 条例第 7 条第 3 号は、法人その他の団体又は事業を営む個人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

エ 当審議会において、本件公文書 1 及び 2 の研修資料を見分したところ、全体として、研修講師が固有に持つ専門的な知見や、それを聴衆が容易に理解できるよう提示するための構成、表現方法、視覚的配置などに、創意工夫が凝らされていると認められた。

オ したがって、この文書には研修講師がどのような資料を用いて、どのような手法で研修を実施しているのかなど、研修の根幹に関わるノウハウが含まれていると認められるため、これを一部でも公開することは、研修を受託した研修講師の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると言える。

よって、本件公文書 1 及び 2 の研修資料は、条例第 7 条第 3 号に該当するものであり、処分庁の判断は妥当であると判断する。

(4) 決定通知書の理由の不備について

ア 処分庁は、本件公文書 3 のうち誤廃棄した文書は独立した文書ではなく、一連の公文書の一部であるため、改めて不存在を理由とする非公開決定を行う必要はないと主張する。また、要綱には誤廃棄した旨を記載すべきとする規定はなく、公文書一部公開決定通知書に記載した公文書の公開をしない理由で足りると主張する。

イ 一方、審査請求人は、誤廃棄したとする文書についても特定の対象とされているのであるから、公開しない理由に誤廃棄の旨を記載するか、あるいは不存在による非公開決定を出すべきであると主張する。

ウ 当審議会において確認したところ、本件公文書 3 において電子媒体と紙媒体を併用した決定書のうち、紙媒体の部分が不存在であることが認められた。また、誤廃棄の原因について処分庁に確認したところ、令和 2 年度に書類の保管倉庫を移転していることから、その際に誤廃棄した可能性があるとのことであつた。

したがって、本件請求を受け対象公文書を特定する際、紙媒体の部分を誤廃棄していることが判明したという処分庁の主張には、特段不合理な点はないと判断する。

また、紙媒体の部分は、独立した単独の文書ではなく、決定書の一部を構成するものである。そのため、当該部分について独立して不存在を理由とする非公開決定を行う必要はないとする処分庁の主張は妥当である。

エ 処分庁は、誤廃棄に関する記載が要綱に規定されていないことを理由に、公文書一部公開決定通知書に誤廃棄した旨を記載しなかった。しかし、京都市情報公開条例第10条第2項は、公開しない旨の決定を行う場合、その理由を付して通知することを定めており、その運用においても、公開できない理由や不存在の要因について具体的に記載することが求められている。

オ 文書の一部が物理的に存在しないことは、当該部分を公開しない理由の一つであり、その原因が誤廃棄によると考えられるのであれば、その事実を理由として明確に記載すべきである。

カ したがって、本件公文書3に係る決定通知書には、公開しない理由として、条例第7条各号該当性に加え、探索を行ったものの対象となる文書の一部が現在存在しないこと及び当該部分が不存在により公開できない旨を具体的に記載すべきであった。これにより、審査請求人に対し、公開できない理由を書面により通知し、処分の妥当性を担保すべきであったと判断する。

(4) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和6年 9月18日 諮問

10月18日 諮問庁からの弁明書の提出

令和7年 7月28日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第4回会議）

令和7年 8月22日 審議（令和7年度第5回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）